

件 名	(別冊) 堺市景観計画 (案) の策定及び堺市景観条例の一部改正 (案) について
経過・現状 政策課題	<p>【経緯】</p> <p>平成23年 景観計画の策定、景観条例の改正</p> <p>平成26年4月 百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録推進本部会議において、登録に向けた景観の制限内容等を決定</p> <p>平成26年5～6月 景観の制限内容等に関する説明会</p> <p>平成26年5～11月 堺市景観計画等検討庁内委員会、都市計画審議会、景観審議会</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画（平成23年策定）にて「重点的に景観形成を図る地域」の1つに「百舌鳥古墳群周辺地域」を位置付け、建築物の形態意匠について景観地区の活用を検討 ・百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みが具体化
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百舌鳥古墳群周辺地域を景観法に基づく景観地区として、景観形成の方針や建築物の形態意匠の制限内容等について、『(別冊)景観計画』を策定（従来の景観計画の変更）。 ・景観地区に関する手続き等を定めるため、景観条例を一部改正。 <p>【(別冊)堺市景観計画案の概要】</p> <p>○景観形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成 <p>○建築物の形態意匠の制限（景観地区による制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物は、条例に基づく届出制度から景観地区の認定制度に移行 ・古墳近傍景観形成地区では、小規模・中規模建築物を制限の対象に追加（要認定） ・古墳群周辺市街地景観形成地区では、中規模建築物を制限の対象（要認定） ・景観地区の基準は、一般基準と項目別基準（通り外観、色彩など）で構成し、橙や赤、黄など色相に応じた色彩の数値基準等を設定 <p>○公共事業等における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設や駅舎、大仙公園、周遊路やアクセス道路、案内サインの整備などの実施にあたって、先導的な景観形成を図る。 <p>【景観条例の一部改正案の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観地区における事前協議等の手続きを追加（第29条、第31条） ・景観地区の適用除外（仮設建築物や仮設店舗、地下に設ける建築物等）の規定を追加（第34条、第35条） <p>【今後のスケジュール (案)】</p> <p>平成27年2～3月 パブリックコメントの実施</p> <p>平成27年6～7月 景観計画の諮問（景観審議会、都市計画審議会）</p> <p>平成27年8月 景観条例の議会への提案</p> <p>平成28年1月 景観計画及び景観条例の施行</p>
効果の想定	世界文化遺産登録をめざすにふさわしいまちなみの形成に寄与
関係局との 政策連携	市長公室、文化観光局、産業振興局、建設局、教育委員会等

【別冊】堺市景観計画—百舌鳥古墳群周辺地域—（概要）

1. はじめに

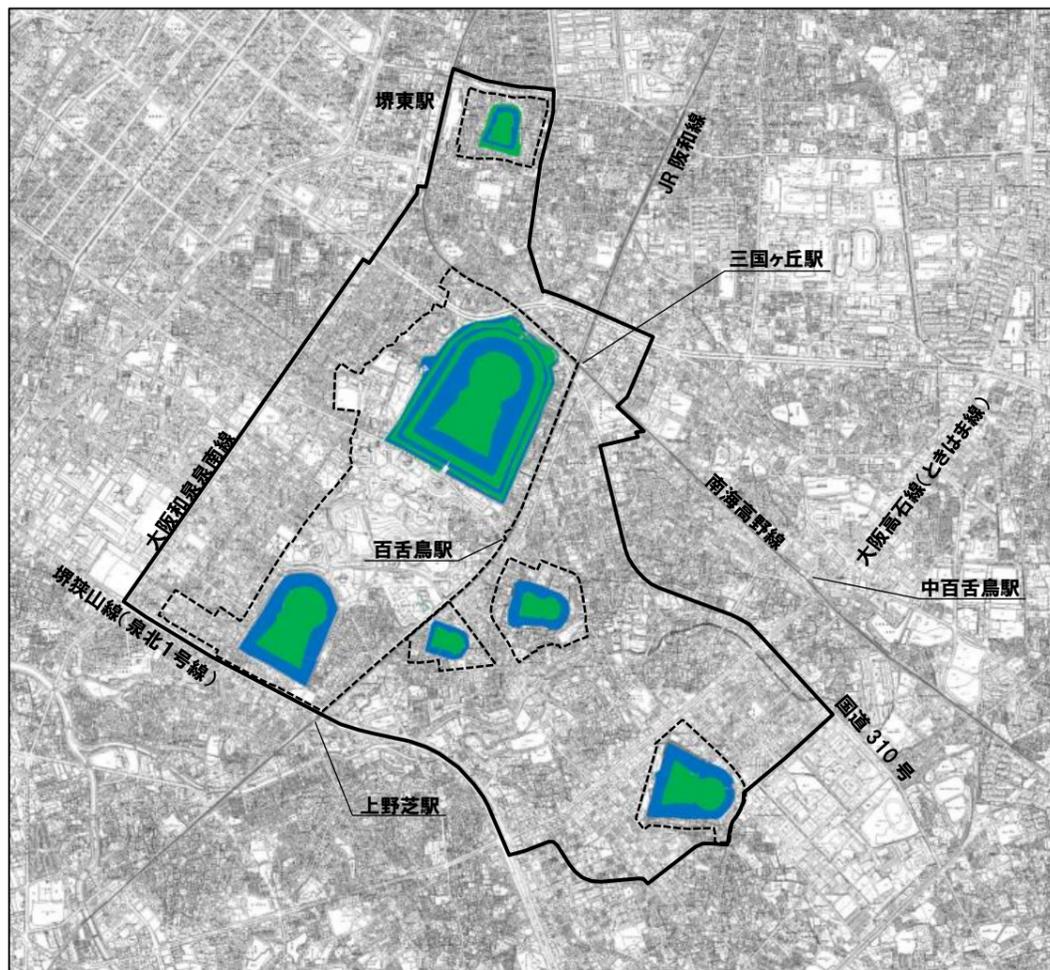
1-1 背景

- 「堺市都市計画マスタープラン」(H24.12改定)において、百舌鳥古墳群等の歴史・文化資源を活かした都市づくりを進めることを基本姿勢として示している。
- 「堺市景観計画」(H23.6策定)において、「重点的に景観形成を図る地域」の1つに「百舌鳥古墳群周辺地域」を位置付け、建築物の形態意匠について景観地区の活用を検討してきた。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みが具体化してきた。

百舌鳥古墳群周辺地域に関する記述を追記

- ・百舌鳥古墳群周辺地域における景観形成の方針や形態意匠の制限等を示す。

百舌鳥古墳群周辺地域の区域（景観地区の区域と同一）



【凡例】

- ← 百舌鳥古墳群周辺地域（景観地区の区域）
- ← 古墳近傍景観形成地区
- ← 古墳群周辺市街地景観形成地区

2. 百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成の方針

2-1 景観特性

地形・自然景観

古墳群は、大阪湾を望む標高10～20mの百舌鳥台地上に位置し、古墳の墳丘や堤は樹木などの緑で覆われ、四季折々の景観を見せる。

歴史・文化景観

前方後円墳など多種多様な古墳や、百舌鳥八幡宮などの由緒ある神社、重要文化財高林家住宅など、多くの歴史・文化資源が点在する。

市街地景観

巨大前方後円墳の周囲は、ゆとりと潤いあるまちなみが形成され、三国ヶ丘駅前等の商業系用途地域は商業施設などが立地する。

2-2 景観の課題

- 巨大前方後円墳の周囲について、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境を形成してきたこれまでの取組みを継承しつつ、より一層、古墳群と調和したまちなみの形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠等の制限が必要

2-3 景観形成の方針

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

【百舌鳥古墳群周辺地域（全域）】

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全
3. 古墳群と調和した景観を形成

【古墳近傍景観形成地区】

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全

3. 形態意匠の制限と公共事業等における景観形成

3-1 建築物の形態意匠の制限（景観地区）

- ・地区に応じた制限対象規模（右表参照）
- ・大規模建築物の届出制度を景観地区による認定制度に移行

規 模	百舌鳥古墳群周辺地域	
	古墳近傍景観形成地区	古墳群周辺市街地景観形成地区
大規模建築物	○ 対象	○ 対象
中規模建築物	○ 対象	○ 対象
小規模建築物	○ 対象	× 対象外

【建築物の規模の分類】
 大規模建築物：高さ15m超、地上6階以上、延べ面積3,000㎡超
 中規模建築物：高さ10m超、地上4階以上、延べ面積500㎡超
 小規模建築物：高さ10m以下、地上4階未満、延べ面積500㎡以下

3-2 工作物の形態意匠の制限（景観条例に基づく届出）

- ・大規模工作物について、景観条例に基づく届出制度を継続。
- ・建築物に附属するフェンス等は、建築物と一体的に景観地区により制限。
- ・大規模以外の工作物についても、景観に配慮するよう努める。

3-3 公共事業等における景観形成

- ・ガイダンス施設や駅舎、大仙公園、周遊路やアクセス道路、案内サインの整備などの実施にあたっては、「重点的に景観形成を図る地域」にふさわしい先導的な景観形成を図る。

(案)

別冊

堺市景観計画

—百舌鳥古墳群周辺地域—

平成 年 月

第1章 はじめに

1-1 背景	1
1-2 百舌鳥古墳群周辺地域の区域	1

第2章 百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成の方針

2-1 景観特性	3
2-2 景観の課題	6
2-3 景観形成の方針	6

第3章 形態意匠の制限と公共事業等における景観形成

3-1 建築物の形態意匠の制限（景観地区）	7
3-2 工作物の形態意匠の制限（景観条例に基づく届出）	11
3-3 公共事業等における景観形成	12

第1章 はじめに

1-1 背景

本市では、「堺市都市計画マスタープラン」（平成24年12月改定）において、百舌鳥古墳群等の歴史・文化資源を活かした都市づくりを進めることを基本姿勢として示しています。

また、「堺市景観計画」（平成23年6月策定）では、「重点的に景観形成を図る地域」の1つに、「百舌鳥古墳群周辺地域」を位置付け、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区の活用などを検討してきました。

この間、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みが具体化してきました。この取組みとあわせ、百舌鳥古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めることは、世界文化遺産登録はもとより、市民の誇りと郷土への愛着心の醸成や、豊かな歴史・文化資源を活かした都市魅力の向上へとつながっていくものです。

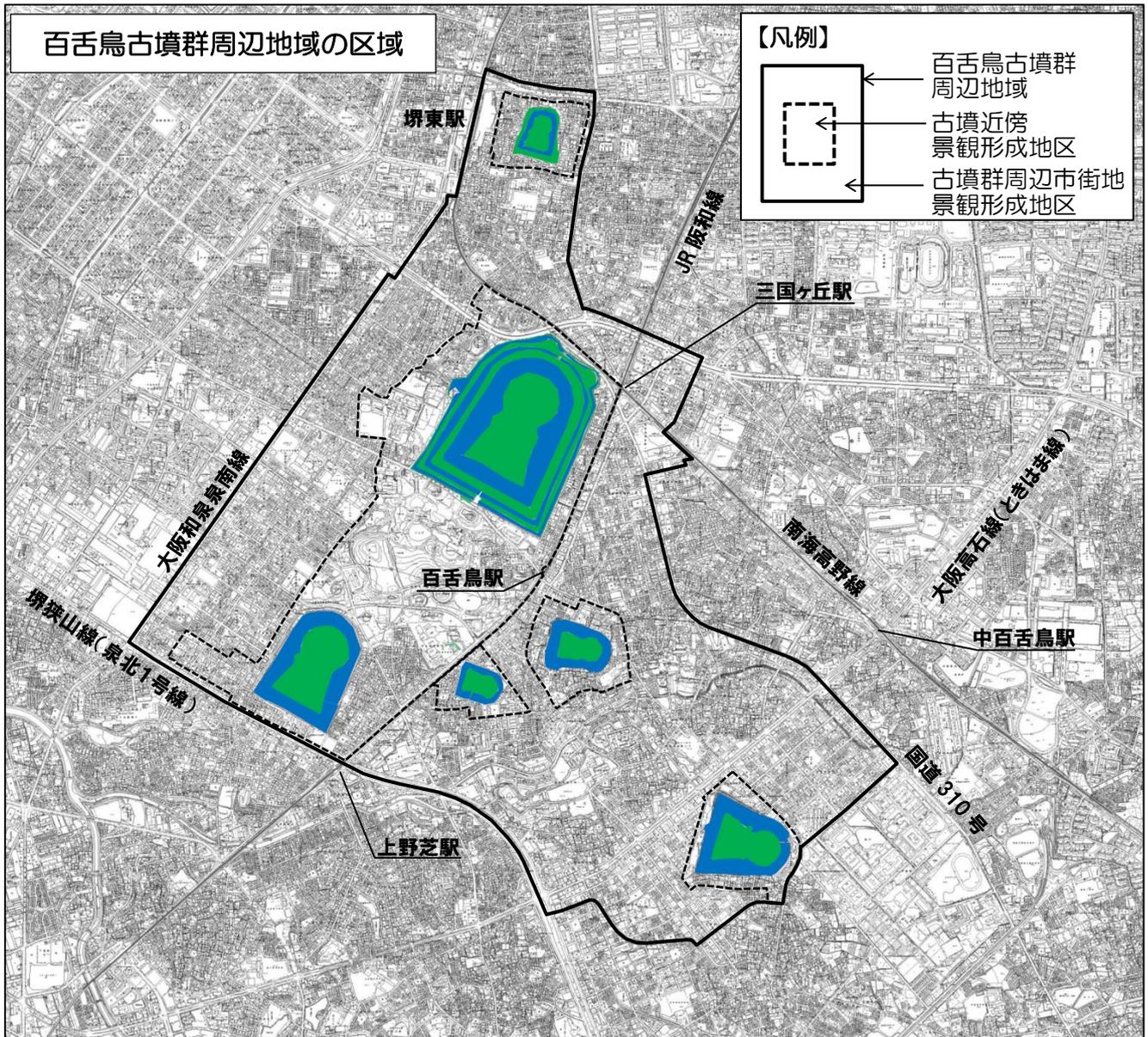
このようなことから、本計画は百舌鳥古墳群周辺地域の範囲や景観形成の方針、景観地区の制限など、具体化した内容を追記するものです。

1-2 百舌鳥古墳群周辺地域の区域

百舌鳥古墳群は、本市の堺区、中区、西区、北区にまたがる、東西4km、南北4kmの範囲に広がっています。

百舌鳥古墳群周辺地域の区域については、より具体化したエリアとして、道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を境界とし、世界文化遺産登録をめざす古墳の周囲に設定されている緩衝地帯（建築物の高さや形態意匠の制限を行うことにより、古墳群周辺の景観や環境を保全するために古墳周囲に設定される区域）との整合を図ることとし、その範囲は次頁のとおりとします。

なかでも、都市計画で第一種低層住居専用地域又は風致地区に指定している、仁徳天皇陵古墳をはじめとした巨大前方後円墳の周囲については、「古墳近傍景観形成地区」とし、それ以外の区域については「古墳群周辺市街地景観形成地区」とします（次頁参照）。



【百舌鳥古墳群周辺地域の区域】

堺市堺区南田出井町1丁、南田出井町2丁、南田出井町3丁、南田出井町4丁、田出井町、三国ヶ丘御幸通、南向陽町2丁、北花田口町3丁、北三国ヶ丘町1丁、北三国ヶ丘町2丁、北三国ヶ丘町3丁、中三国ヶ丘町1丁、中三国ヶ丘町2丁、中三国ヶ丘町3丁、南三国ヶ丘町1丁、南三国ヶ丘町2丁、南三国ヶ丘町3丁、榎元町1丁、榎元町2丁、榎元町3丁、榎元町4丁、榎元町5丁、榎元町6丁、五月町、西永山園、中永山園、東永山園、向陵西町2丁、向陵西町3丁、向陵西町4丁、向陵中町1丁、向陵中町2丁、向陵中町3丁、向陵中町4丁、向陵中町5丁、向陵中町6丁、向陵東町1丁、一条通、二条通、三条通、四条通、五条通、六条通、七条通、陵西通、北丸保園、南丸保園、大仙町、大仙中町、旭ヶ丘北町1丁、旭ヶ丘北町2丁、旭ヶ丘北町3丁、旭ヶ丘北町4丁、旭ヶ丘北町5丁、旭ヶ丘中町1丁、旭ヶ丘中町2丁、旭ヶ丘中町3丁、旭ヶ丘中町4丁、旭ヶ丘南町1丁、旭ヶ丘南町2丁、旭ヶ丘南町3丁、旭ヶ丘南町4丁、緑ヶ丘北町1丁、緑ヶ丘北町2丁、緑ヶ丘北町3丁、緑ヶ丘北町4丁、緑ヶ丘中町1丁、緑ヶ丘中町2丁、緑ヶ丘中町3丁、緑ヶ丘中町4丁、緑ヶ丘南町1丁、緑ヶ丘南町2丁、緑ヶ丘南町3丁、緑ヶ丘南町4丁、協和町5丁、石津北町、東上野芝町1丁、南陵町1丁、南陵町2町、南陵町3丁、南陵町4丁、百舌鳥夕雲町1丁、百舌鳥夕雲町2丁、北区東上野芝町2丁、百舌鳥梅北町1丁、百舌鳥梅北町2丁、百舌鳥梅北町5丁、百舌鳥赤畑町1丁、百舌鳥赤畑町2丁、百舌鳥赤畑町3丁、百舌鳥赤畑町4丁、百舌鳥赤畑町5丁、百舌鳥梅町1丁、百舌鳥梅町2丁、百舌鳥梅町3丁、百舌鳥西之町1丁、百舌鳥西之町2丁、百舌鳥西之町3丁、百舌鳥陵南町1丁、百舌鳥陵南町2丁、百舌鳥陵南町3丁、百舌鳥本町1丁、百舌鳥本町2丁、百舌鳥本町3丁、中百舌鳥町6丁、西区上野芝町1丁、上野芝町2丁、上野芝町3丁、上野芝町4丁、石津ヶ丘、北条町1丁、中区土師町1丁及び学園町地内

第2章 百舌鳥古墳群周辺地域の景観特性と景観形成の方針

2-1 景観特性

(1) 地形・自然景観

百舌鳥古墳群は本市のほぼ中央にあって、大阪湾を望む標高10～20mの百舌鳥台地上に位置しています。この古墳群は、石津川の支流である百済川北側の台地上を中心に形成されていますが、さらに百舌鳥川によって二分され、百舌鳥川北側には古い古墳が多く存在します。

これらの古墳の墳丘や堤は樹木などの緑で覆われており、多様な樹種が四季折々の美しい景観を見せているほか、濠の水辺には野鳥が集まるなど、市街地の中であって安らぎを感じることができます。

また、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園、ニサンザイ古墳の周囲に整備されている御陵山公園などの都市公園のほか、街路樹の緑陰が美しい御陵通りやけやき通りなど、古墳だけでなく、周辺市街地も緑のうまいある景観が形成されています。



古墳群の樹林



大仙公園



けやき通り

(2) 歴史・文化景観

百舌鳥古墳群は、古代国家形成期の4～6世紀に王の権威を国内外に示すために造営され、1500年もの長きに渡り、地域が守り親しんできたもので、現在も市街地の中にその雄大な姿を見ることができます。これらの古墳は、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳など、大小あわせて44基が現存しており、前方後円墳や円墳、方墳、帆立貝形前方後円墳といった多種多様な形状を見ることができます。

そのほか、本地域には、百舌鳥八幡宮や方違神社など由緒ある神社をはじめ、重要文化財の高林家住宅や登録有形文化財である旧天王貯水池など、数多くの歴史・文化資源があります。

また、本地域は交通の要衝地でもあることから、竹内街道、長尾街道、西高野街道といった古代から多くの人々が行き交った旧街道が通っています。



百舌鳥八幡宮



重要文化財の高林家住宅

(3) 市街地景観

古墳の周囲はかつて田畑など農地が広がっていましたが、昭和になって、土地区画整理事業や耕地整理事業が行われるようになり、古墳周辺は徐々に市街化しました。

そのような中、巨大前方後円墳の周囲については、都市計画で第一種低層住居専用地域若しくは風致地区に指定され、ゆとりとうるおいあるまちなみが形成されています。

本地域の大半は住居系用途地域に指定され主に住宅が立地していますが、三国ヶ丘駅前や幹線道路沿道の商業系用途地域においては、商業施設なども見られます。



風致地区のまちなみ



三国ヶ丘駅前

(4) 景観特性図

このような本地域の景観特性を、次頁に景観特性図として示します。

百舌鳥古墳群周辺地域における景観特性図

【凡例】

-  百舌鳥古墳群周辺地域
-  古墳近傍
-  住宅地の景観
-  商業地の景観
-  風致地区の景観
-  第一種低層住居専用地域の景観
-  世界遺産構成資産候補の古墳
-  古墳の緑、公園まともった緑等
-  濠、川等の水辺
-  街路樹等の並木
-  旧街道
-  巨大古墳周囲の周遊可能箇所

■地形・自然景観



①四季折々の美しい景観を見せる古墳群の樹林



②安らぎを創出する墳丘や堤の緑と濠の水辺



③田本庭園など歴史や文化を活かした緑豊かな大仙公園



④ケヤキ並木の緑陰が美しいけやき通り

■歴史・文化景観



⑤反正天皇陵古墳に隣接する方違神社



⑥シンボリックな景観の旧天王貯水池



⑦ふとん太鼓の秋祭りが行われる百舌鳥八幡宮



⑧御廟山古墳の近くにある国の重要文化財、高林家住宅

■市街地景観



第一種低層住居専用地域の低層建築物によるまちなみ



低層建築物により、古墳への視線を確保



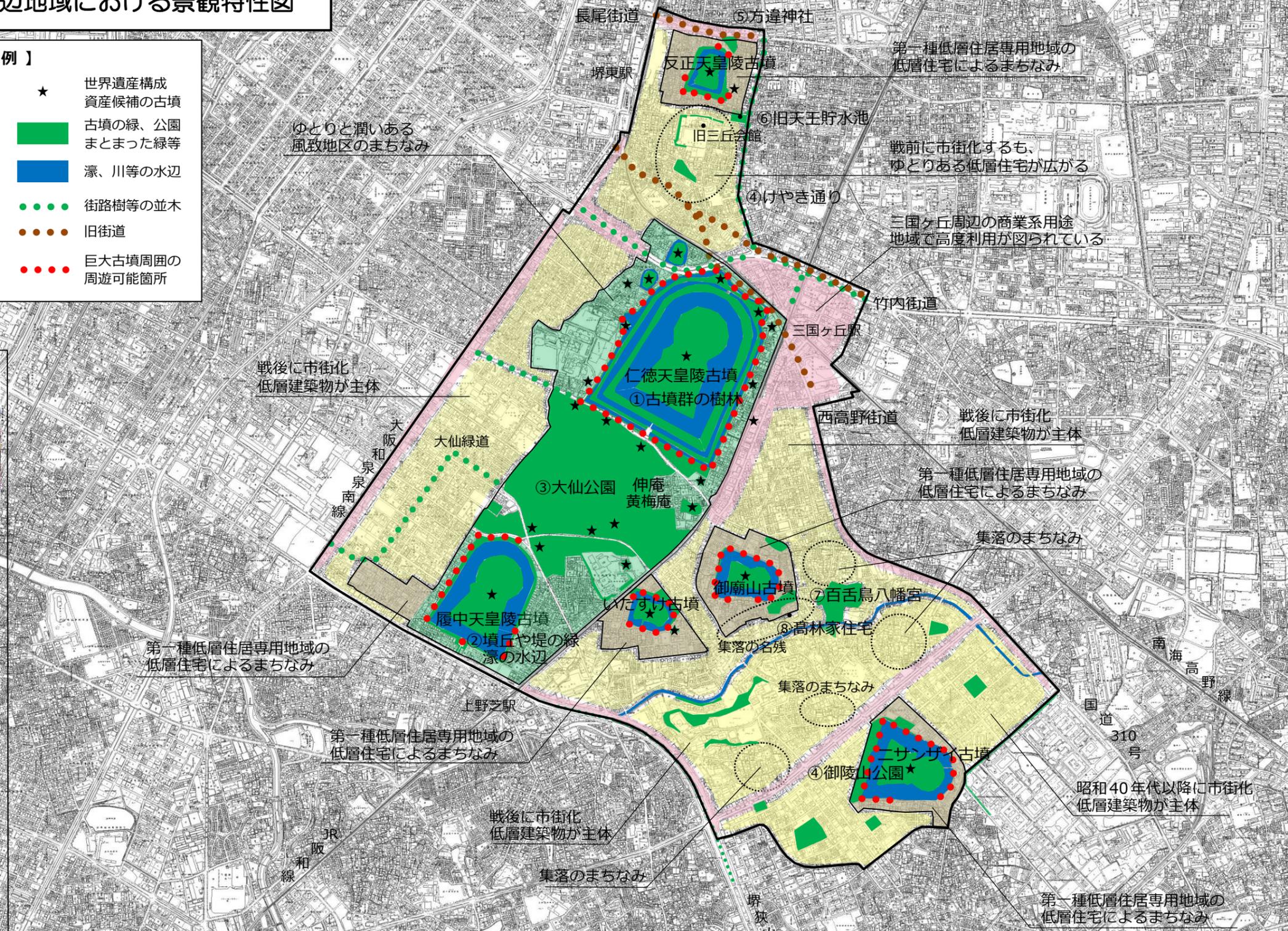
民有地も緑が豊富な風致地区のまちなみ



節度あるデザインの商業施設



商業施設等が立地する三国ヶ丘駅前



2-2 景観の課題

本市では、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳の周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施するなど、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持してきました。また、その他の巨大前方後円墳の周囲を第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境の形成に取り組んできました。

本地域においては、これまでの取組みを継承しつつ、より一層、古墳群と調和したまちなみの形成に向けた取組みとして、建築物の高さや色彩などの形態意匠等について制限を設けていく必要があります。

2-3 景観形成の方針

百舌鳥古墳群と調和した周辺市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

百舌鳥古墳群周辺地域（全域）においては、

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全します。
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全します。
3. 古墳群と調和した景観を形成します。

なかでも、「古墳近傍景観形成地区」にあっては、

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全します。
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全します。

第3章 形態意匠の制限と公共事業等における景観形成

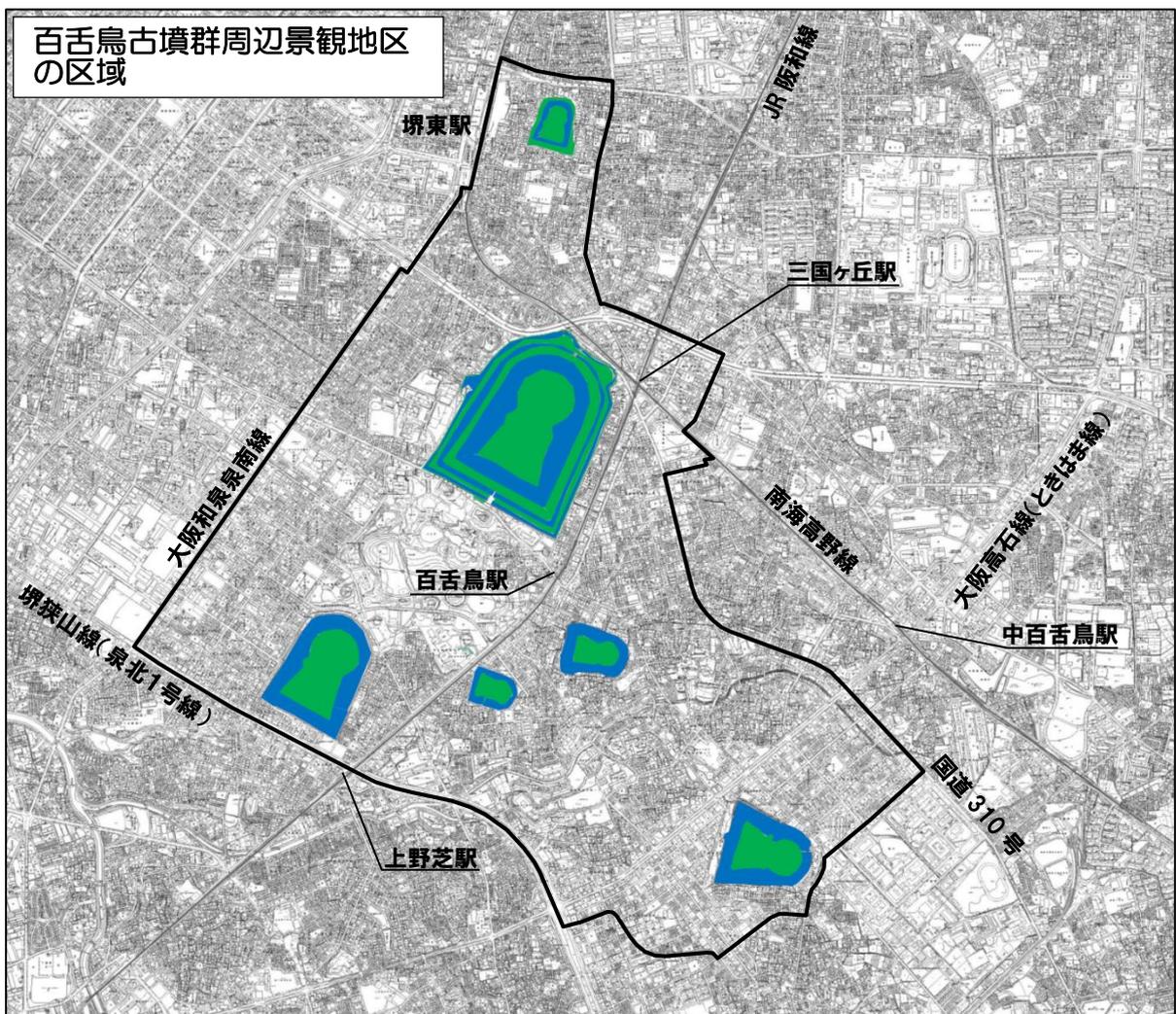
本地域における景観形成は、古墳群周辺におけるより一層の景観形成の推進を図るため、建築物については都市計画法及び景観法に規定する景観地区を活用し、建築物に対する景観誘導の実効性を高めることとします。

なお、工作物についてはこれまでの届出制度を継承していきます。また、公共空間は、景観を構成する重要な要素であることから、公共事業における景観形成の方針を定め、先導的な景観形成を図ることとします。

3-1 建築物の形態意匠の制限（景観地区）

建築物については、これまで行ってきた景観条例に基づく大規模建築物の届出制度を景観地区による認定制度に移行するとともに、大規模建築物以外の建築物についても制限の対象とします。

また、景観地区の名称は「百舌鳥古墳群周辺景観地区」とし、その区域は百舌鳥古墳群周辺地域と同一とします。



(1) 制限の対象となる建築物の規模

制限の対象となる建築物の規模は表1のとおりです。また、制限の適用除外となる建築物は、「古墳群周辺市街地景観形成地区」における小規模建築物（表1参照）を含め、表2のとおりです。

表1 景観地区の制限の対象となる建築物の規模

規 模		古墳近傍 景観形成地区	古墳群周辺市街地 景観形成地区
大規模 建築物	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	○ 対象	○ 対象
中規模 建築物	大規模建築物を除き、次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが10mを超えるもの ・地上4階以上のもの ・延べ面積が500㎡を超えるもの	○ 対象	○ 対象
小規模 建築物	大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しないもの	○ 対象	× 対象外 ※表2(4)参照

表2 制限の適用除外

<p>(1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの</p> <p>(2) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの</p> <p>(3) 地下に設ける建築物又は建築物の部分</p> <p>(4) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」における小規模建築物（※表1参照）</p> <p>(5) 延べ面積が10平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 「古墳近傍景観形成地区」における建築物の増築等をする場合にあっては、増築等をする部分の床面積の合計が、10平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」における建築物の増築等をする場合にあっては、増築等をする部分の床面積の合計が、増築等をする前の建築物の延べ面積の10分の1以下のもの</p> <p>(8) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合において、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の3分の1以下のもの</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、景観の形成に影響を及ぼす恐れがないと市長が認めたもの</p>

(2) 制限の内容

建築物の形態意匠の制限は、表3のとおりとします。

表3 建築物の形態意匠の制限

<p>一般基準</p>	<p>【地形・自然特性に関する基準】 ○百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、計画に活かす。</p> <p>【歴史・文化特性に関する基準】 ○百舌鳥古墳群やその周辺の歴史・文化特性を読み取り、それらの特徴的な形態意匠を採り入れるなど、百舌鳥古墳群と調和した形態・意匠とする。</p> <p>【市街地特性に関する基準】 ○緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 ○地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいて、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。</p>
<p>項目別基準</p>	<p>通り外観</p> <p>○周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠などを考慮するとともに、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺のまちなみと調和した形態・意匠とする。 ○建築物の低層部、空地、敷地内舗装、植栽などについて、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながる配置・意匠とする。 ○敷地の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とする。 ○まちかどに位置する建築物については、その場所の特性に十分配慮するとともに、古墳と調和し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。</p>
	<p>屋根・壁面</p> <p>○建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出すなど、単調な壁面とならないような意匠とする。 ○すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するような、建築物上部の形態・意匠とする。 ○バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮した意匠とする。 ○外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐えうるものとする。</p>
	<p>色彩</p> <p>○外観の色彩は、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 ○住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑える。 ○商業施設において、色彩によるにぎわいの演出を図る場合は低層部に限る。 ○高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫する。</p>

	<p>【外壁（大規模建築物）】</p> <p>○ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 明度6以上、彩度4以下 ・ Y、R系 ： 明度6以上、彩度3以下 ・ その他の色相 ： 明度6以上、彩度2以下 ・ 無彩色 ： 明度6以上 <p>○サブカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1/3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーと調和した色彩とする。</p> <p>○アクセントカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1/20 以下で使用するものとし、効果的に使用する。</p> <p>【外壁（大規模建築物以外）】</p> <p>○ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 彩度6以下 ・ Y、R系 ： 彩度4以下 ・ その他の色相 ： 彩度2以下 <p>○アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。</p> <p>【屋根】</p> <p>○屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。</p> <p>【門・塀】</p> <p>○門・塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和したものとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 彩度6以下 ・ Y、R系 ： 彩度4以下 ・ その他の色相 ： 彩度2以下
<p>附属建築物 ・ 建築設備</p>	<p>○附属建築物や建築設備は、できるだけ外部から目立たないような配置・意匠、建築物本体と一体化した意匠又は本体に組み込まれた意匠とする。</p>

3-2 工作物の形態意匠の制限（景観条例に基づく届出）

工作物については、これまで行ってきた景観条例に基づき、大規模な工作物について届出制度を継続していきます。また、大規模以外の工作物について、建築物に附属する門・塀、フェンス等については、建築物と一体的に景観地区により制限を行います。それ以外の工作物について、整備や改修を行う事業者は、色彩などについて周辺景観に配慮するものとしします。

（1）届出対象行為

本地域における届出対象行為は、表4のとおりです。

表4 工作物の届出対象行為

行為の種別		対象規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※	高架道路等	○地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	○幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ○高さが15mを超えるもの ○建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

（2）行為の制限（景観形成の基準）

工作物に係る行為の制限は、表5のとおりです。

表5 工作物の行為の制限

地域特性への配慮	○地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
まちなみ形成への配慮	○周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 ○擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
色彩への配慮	○法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 ○隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
緑化	○既存樹木をできるだけ活用するとともに、敷地内の積極的な緑化を図る。
付帯設備	○設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置するか、工作物本体と調和する意匠とする、もしくは目隠し等の工夫を行う。

3-3 公共事業等における景観形成

都市の主要な景観軸を構成する道路や、地域のシンボルとなる公園などは、都市の骨格を形成するとともに、都市景観に大きな影響を与える要素であり、公共空間には良好な景観を先導する役割が求められていることから、公共施設や公共空間の整備及び管理にあたっては、各部局や関係機関が連携しながら、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観の創出を図ります。

本地域においては、これまで百舌鳥三陵周遊路や歴史街道、大仙緑道や大仙水路、日本の歴史公園 100 選に選ばれた大仙公園や御陵山公園などの公園、博物館をはじめとする公共建築物などの公共施設の整備において、古墳群と調和した良好な景観形成に取り組んできました。

今後、百舌鳥古墳群の魅力を伝えるガイダンス施設や駅舎といった建築物や大仙公園、古墳群の周遊路やアクセス道路、古墳や周辺施設を案内するサインの整備などの実施にあたっては、古墳と調和した落ち着いた形態意匠やしつらえ、統一感のあるデザインなどについて配慮し、「重点的に景観形成を図る地域」にふさわしい先導的な景観形成を図っていきます。

堺市景観条例の一部改正について（概要）

1. 条例改正の目的

百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けて百舌鳥古墳群の周辺に景観地区を定めるに当たり、景観地区に関する事項について所要の改正を行う。

2. 条例改正の概要

第1章 総則	条例の趣旨と各主体の責務 ○目的／○各主体の責務
第2章 景観の形成	景観形成に関する施策の枠組み ○景観計画の策定 ○重点的に景観形成を図る地域に関する事項
第3章 行為の届出等	届出対象行為や届出手続など ○事前協議／○行為の届出に関する事項 ○特定届出対象行為／○勧告の手続／○変更命令の手続
第4章 景観重要建造物 景観重要樹木	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による 景観資源の保全
第5章 景観地区	景観地区に関する事項

【条例改正の要点】

- ・事前協議等の手続きを追加
- ・百舌鳥古墳群周辺地域における建築物の適用除外を追加

【改正の概要】

（第29条）景観地区における事前協議 ……➤
《追加》

- 景観地区の申請にあたって、あらかじめ市長と事前協議を行うことができる。

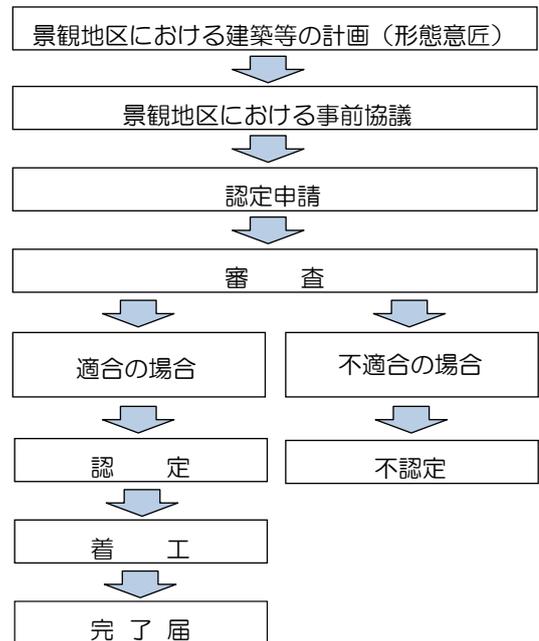
（第31条）認定の手続 《追加》

- 市長は認定に際し、条件を付すことができる。

（第34条、第35条）建築物の適用の除外、

百舌鳥古墳群周辺地域における特則 《追加》

- 景観地区の適用除外を規定する。
 - ・工事、祭礼等の仮設建築物
 - ・仮設店舗
 - ・地下に設ける建築物 等



景観地区の認定手続きの流れ

第6章 景観形成推進団体	良好な景観形成を推進する組織を認定
第7章 表彰及び支援	良好な景観形成の取組みの啓発・支援
第8章 景観審議会 景観審査委員会	景観形成に関する重要事項の調査審議 勧告・変更命令等の処分の適否の審査
第9章 雑則	

堺市景観条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条)
- 第2章 景観の形成(第5条－第13条)
- 第3章 行為の届出等(第14条－第21条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第22条－第27条)
- 第5章 景観地区(第28条－**第35条**)
- 第6章 景観形成推進団体(**第36条・第37条**)
- 第7章 表彰及び支援(**第38条・第39条**)
- 第8章 景観審議会及び景観審査委員会(**第40条・第41条**)
- 第9章 雑則(**第42条**)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、総合的に推進するための基本的施策を定めるとともに、景観法施行令（平成16年政令第398号）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、先人の英知と情熱によって築きあげられてきた堺のまちを、美しく個性的魅力にあふれるまちとして、まもり、そだて、つくり、もって調和と風格のある堺らしい景観の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、その個性と創意を發揮することにより、良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

3 市民及び事業者は、市長その他の市の機関が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第4条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観の形成

(景観計画の策定)

第5条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、景観形成の目標及び方針を明らかにした景観計画を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ堺市景観審議会（**第40条**に規定するものをいう。以下この章、第4章及び第5章において同じ。）の意見を聴かなければならない。

（先導的役割）

第6条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の整備改善、建築物の建築等を行う場合には、景観計画に従い、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

（関連施策の推進）

第7条 市長その他の市の機関は、緑化、まちや川を美しくする運動、市民文化の振興その他良好な景観の形成に資する施策を積極的に推進するものとする。

（国等に対する要請）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

（調査、研究等）

第9条 市長は、景観に関する調査、研究等を行うとともに、景観に関する資料の収集及び提供に努めるものとする。

（市民意識の高揚）

第10条 市長は、景観に関する市民の意識を高め、又は知識の普及を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（重点的に景観形成を図る地域）

第11条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観を形成する上で重点的に施策の推進を図る必要があると認める地域を重点的に景観形成を図る地域として、景観計画に定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により重点的に景観形成を図る地域を定めるときは、併せて当該重点的に景観形成を図る地域ごとに良好な景観形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めることができる。

3 市長は、第1項の重点的に景観形成を図る地域において、特に良好な景観形成を図るために必要があると認める区域について、都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。）に景観地区又は地区計画を定める等必要な施策を実施するものとする。

（計画提案をすることができる団体）

第12条 法第11条第2項の条例で定める団体は、**第36条第1項**に規定する景観形成推進団体とする。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第13条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ堺市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(事前協議)

第14条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な行為をしようとする者は、あらかじめ当該届出に係る行為の設計、施行方法等について市長に協議することができる。

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為のうち、規則で定める規模等に係る行為以外のもの
- (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。）であって、規則で定めるもの

(行為の届出に添付する図書)

第16条 省令第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第16条第1項の規定による届出に係る建築物又は工作物（規則で定めるものをいう。第38条において同じ。）の形態意匠を記載した図面その他規則で定めるものとする。

(助言及び指導)

第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(勧告の方法及び公表)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ堺市景観審査委員会（第41条に規定するものをいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(景観計画区域内における行為の完了等の届出)

第19条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(特定届出対象行為)

第20条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第21条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ堺市景観審査委員会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ堺市景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 腐食等の劣化を防ぐ措置を講じ、外観の保全に努めること。

(2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第24条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ堺市景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するための整枝、^{きん}剪定その他必要な管理を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講じること。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第26条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ堺市景観審査委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の管理に関する命令、勧告の手続及び公表)

第27条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ堺市景観審査委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第26条又は法第34条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第5章 景観地区

(景観地区の決定手続)

第28条 市長は、景観地区を定めようとするときは、あらかじめ堺市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観地区における事前協議)

第29条 景観地区内において、法第63条第1項の規定による申請を行おうとする者は、あらかじめ当該申請に係る設計、施行方法等について市長に協議することができる。

(認定申請に添付する図書)

第30条 省令第19条第1項第6号の条例で定める図書は、法第63条第1項の規定による申請に係る建築物の形態意匠を記載した図面その他規則で定めるものとする。

(認定の手続)

第31条 市長は、市街地の良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法第63条第1項の認定の際に条件を付することができる。

(景観地区内における行為の完了等の届出)

第32条 法第63条第1項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(違反建築物に対する措置命令の手続)

第33条 市長は、法第64条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ堺市景観審査委員会の意見を聴かなければならない。

(建築物の適用の除外)

第34条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として条例で定めるもの(次条において「適用除外建築物」という。)は、次に掲げる建築物とする。

(1) 工事、祭礼又は慣例的行事(以下この号において「工事等」という。)のために必要な仮設建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの

(2) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの

(3) 地下に設ける建築物

(百舌鳥古墳群周辺地域における特則)

第35条 法第8条第1項の規定に基づき定める堺市景観計画(平成27年堺市告示第●号)において百舌鳥古墳群周辺地域として指定する区域における適用除外建築物については、前条各号に掲げるもののほか、別に規則で定めるものとする。

第6章 景観形成推進団体

(景観形成推進団体の認定)

第36条 市長は、一定の区域における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次の各号の全てに該当するものを景観形成推進団体として認定することができる。

(1) 団体の活動が当該区域における良好な景観の形成に有効であると認められるものであること。

- (2) 団体の活動が当該区域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) 団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
- (4) 規則で定める要件を具備する団体の規約を定めていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観形成推進団体の認定の取消し)

第37条 市長は、前条第1項の規定により認定した景観形成推進団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は景観形成推進団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第7章 表彰及び支援

(表彰)

第38条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に規定する者のほか、市長は、良好な景観の形成に著しく貢献した個人、団体等を表彰することができる。

(支援)

第39条 市長は、景観に関する意識の向上及び景観の形成に係る活動を促進するため、技術的支援その他必要な支援を行うことができる。

第8章 景観審議会及び景観審査委員会

(堺市景観審議会)

第40条 良好な景観の形成に関し、この条例の定めるところにより市長に意見を述べるとともに、市長の諮問に応じて良好な景観の形成に関する重要事項について調査し、及び審議するため、堺市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(堺市景観審査委員会)

第41条 法及びこの条例の規定による勧告又は命令をするに当たって、市長の諮問に応じてその適否を審議するため、堺市景観審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第8条第1項の規定により定められている景観計画は、第5条の規定により定められたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の堺市景観条例（以下「旧条例」という。）第21条第1項の規定による届出をした者に対する助言及び指導については、なお従前の例による。
- 4 第15条に定めるもののほか、旧条例第21条第1項各号に掲げる行為のうち、施行日前に同項の規定による届出を行ったものについては、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。
- 5 旧条例第31条第3項の規定により委嘱され、又は任命された審議会の委員である者で、施行日の前日において現に当該委員であるものは、第36条第3項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成23年12月24日までとする。